

一 般 質 問 通 告 書

令和 6年11月13日

議 会 議 長 様

議席番号 12 番

議員氏名 大 橋 芳 久

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. 衆議院議員 総選挙におけ る 町 長 公 約 実現への影響 は	窪田町長の公約の実現には国の協力が不可欠とされている中、10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙において、埼玉県第13区では国民民主党公認の橋本幹彦氏が当選した。今まで町長は自由民主党公認の前代議士と懇意にしてきたと伺っているが、この結果が町長の公約事業に与える影響は。また、その対応は。	町長
2. 「事業内容の 変更」とは何か	9月定例会においても、数多くの議員から町長の公約事業に対する質問があった。その中で、町長は「事業内容を変更して公約を実現する」という真意をつかみ取れない答弁をされていた。私の再質問で、「事業内容の変更とは何か」と再質問をしたわけだが、私の理解力のなさのせいかわかると答弁をすることができなかった。 そこで、以下伺う。 (1) 「事業内容の変更」とは具体的に何をどうすることか。また「事業内容の変更」は「公約違反ではない」と答弁されているが、一般的に考えれば、それは公約違反である。町長は本当に違反とは考えてないのか。 (2) 「事業内容の変更」があるとして、変更した事業は「公約」と変わらないわけである。ともすれば、それを即時に公表する責務があるわけだが、町長は、それを未だしていない。表さない理由は何か。そして、いつ表すのか。	町長

11月13日 午前・午後11時15分 受理

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
3. 町長答弁の再認識を問う	窪田町長が就任してから2年が経過し、その任期も折り返しを過ぎたわけである。その間、町長の「公約」に、私のみならず、多くの議員がその折々に質問をしてきたわけだが、その答弁は、質問事項2にも掲げたが理解に苦しむ、また、耳を疑うようなものが多かった。さらには、杉戸高野台駅西口駅前広場の補修工事や、高野砂丘の県指定天然記念物の追加指定辞退の件などで、町長の感覚と一般の感覚とは差異があることが露呈された。 そこで、今までの発言等を中心に町長の姿勢について再認識を図るため、以下伺う。 なお、答弁においては、会議録を確認するなどして記憶を鮮明にされることを要望する。 (1)「小中一貫校」(令和4年12月定例会) 町長公約が「小中一貫校」の設置というものであったが、質問を受けて、「小中一貫教育」という答弁にすり替えられ、しまいには「小中一貫教育」を行うから「小中一貫校と掲げても問題はなかった」と答弁された。その時も指摘したが、「小中一貫校」と「小中一貫教育」とはハード面とソフト面で別のものであるが、本当に公約違反とはならないという認識か。 (2)「給食費の一部無償化」(令和5年3月定例会) 当時、給食に対し1食16円の公的補助をしていた。それを町長が「一部無償化」と説明し、私は、「表現がおかしい。誤解を招く表現であり、一部負担ではないか(要旨)。」と指摘したが、町長は「公費で負担しているから一部無償化だ」とはっきり答弁された。本当に「一部無償化」であり、この表現は誤解を与える表現だと思わないのか。 (3)「大学農学部誘致」(令和5年12月定例会) 誘致する大学として順天堂大学という名を選挙演説では明らかにして、公約では大学名を載せないのは矛盾していないかという質問(要旨)に対し、町長は「矛盾していない」とはっきりと答弁していた。明らかに矛盾しているわけだが、矛盾していないと答弁する理由は。	町長

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
	さらには、現状では順天堂大学という名称さえでてこなくなったが、「順天堂大学を誘致する」としていたことに対する公約と違反することになるのではないか。 (4)「杉戸高野台駅西口駅前広場」(令和6年3月定例会) 担当課が複数の施工方法を提案した中で、町長は景観を重視し、タイルでの修繕を決定した。それが議会で大きな争点となり、委員会では予算案が否決されるまでに至った。その後、アスファルトへの補修を要望する附帯決議まで可決されたわけだが、それに対する認識は。 (5)「高野砂丘に関する請願」(令和6年9月定例会) 担当課や教育長、教育委員会が説得する中、町長は独断で県の指定の承諾を辞退した。その後、すぎと環境会議から辞退の取り消しとともに追加指定の同意を求める請願があがり、賛成多数で採択されたが、それに対する認識は。 (6)(1)から(5)を振り返って全体的な自己評価は。	